

岩手県告示第496号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和7年8月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 処分をした年月日 令和7年6月2日
- （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社伊藤工業
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢小山字龍ヶ馬場92番地1
 - ウ 代表者の氏名 後藤正昭
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第6634号
- （3） 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- （4） 処分の原因となった事実 令和7年6月2日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2（1） 処分をした年月日 令和7年7月14日
- （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社細川電機
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市上郷町細越18地割119番地
 - ウ 代表者の氏名 細川忠悦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第8704号
- （3） 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- （4） 処分の原因となった事実 令和7年7月7日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3（1） 処分をした年月日 令和7年7月10日
- （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社金子技建
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市磯鶏三丁目7番34号
 - ウ 代表者の氏名 金子賢一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－5）第120121号
- （3） 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- （4） 処分の原因となった事実 令和7年7月7日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4（1） 処分をした年月日 令和7年7月10日
- （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 宮光海運株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市大通二丁目2番18号
 - ウ 代表者の氏名 佐々木覺
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－5）第120157号
- （3） 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年7月8日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和7年7月16日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社リンク

イ 主たる営業所の所在地 二戸市福岡字八幡平47番地8

ウ 代表者の氏名 根口健一

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第150097号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年7月10日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和7年7月23日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社エスエステック

イ 主たる営業所の所在地 久慈市大川目町第6地割163番地3

ウ 代表者の氏名 中森秋彦

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-2)第5736号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年7月17日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。